# 日本セキュリティ・マネジメント学会 Web 部会規程

JSSM-2-620 2010.11.25 制定 2012.09.10 改定

## 第1条(目的)

本規程は、日本セキュリティ・マネジメント学会の Web 部会に関する規程であり、その構成、 役割等必要な事項を定める。

なお、Web に関する具体的な運用手順については、別途定める。

## 第2条 (Web 部会の構成)

Web 部会は、本学会定款および常任理事会・理事会規程で定められた機関であり、Web 部会員と Web 委員から構成される。

- 2. Web 部会長は、常任理事の中から常任理事会が決定する。
- 3. Web 部会員は、本人の希望、推薦等を勘案し、常任理事会が決定する。
- 4. Web 委員は、本人の希望と、研究・編集・企画・国際の各部会からの推薦、研究部会所属の各研究会からの推薦を勘案して Web 部会長が決定する。全国大会・選挙委員会・その他の委員会などは発足の都度、当該委員長が Web 委員を任命する。
- 5. Web 部会長は、常任理事会の承認を得て副部会長および事務局を任命できる。
- 6. Web 部会長、Web 副部会長、Web 部会員及び Web 委員の任期は1年とするが、再任を妨げない。 第3条(Web 部会の役割)

Web 部会は、本学会の活動内容の周知と Web 運用の適正化・効率化を図ることを目的としており、以下の諸事項を担当する。

- 2. Web 部会員の役割は、本学会 Web に関する運用手順を定め、本学会の活動内容を周知するために Web 全体の管理をするとともに Web 運用の効率化を図ることとする。
- 3. Web 委員の役割は、それぞれのコンテンツオーナーの指示の下に Web 部会のルールに従ってコンテンツを Web 管理者に送付するとともに、部会メンバーと協力してより良い Web に改善していくこととする。
- 4. Web 部会は、「Web 運用に係る具体的な手順・細則」を定め、常任理事会の承認を得る。 なお、Web 掲載内容はすべてそれぞれのコンテンツオーナーが責任と権限を有する。
- 5. Web 部会は、4項の手順(細則)に従い、Web 内容および運用の実態を確認し、その改善を 検討する。
- 6. Web 部会は、5項により、掲載内容等について、コンテンツオーナーへ改善を要請することができる。また、必要に応じ常任理事会へ審議を依頼する。
- 7. Web 部会は、常任理事会、総会において、部会活動状況について報告する。但し、報告事項が無い場合は省略できる。

#### 第4条(運営)

Web 部会の運営に係る経費等の業務は、同部会に委ねる。

- 2. 部会運営に係る経費について、必要に応じ、学会に請求できる。
- 3. 部会は、原則として年2回開催し、日常は、メール会議により運営する。
- 4. 部会は、原則として部会員の発議で開催する。

#### 第5条(本規程の改廃)

本規程の改廃は、Web 部会の発議により、Web 部会で審議し、常任理事会で決定する。

### 附則

この規程は平成24年9月10日から施行する。